

公 告

関税法第69条第1項の規定に基づき、輸出入貨物の検査場所として、下記の場所について令和6年2月1日から指定する。

記

所在地及び名称

「北九州市小倉南区空港北町6番所在北九州空港貨物エリア内税関貨物検査室」

令和6年1月11日

門司税関長 末永 広